

## 平成19年第5回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成19年9月5日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第55号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第56号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第58号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第59号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第11 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳

総務部長 土川 隆  
市民環境部長 坪内 博  
産業建設部長 服部 次男  
上下水道部長 林 賢一  
代表監査委員 三田村 晃司

企画部長 鷺見 良雄  
健康福祉部長 島田 克廣  
林政部長 藤原 俊一  
教育委員会  
事務局長 杉山 勝美

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 飯尾 正雄  
議会書記 川口 直紀

議会書記 杉山 昭彦

---

---

## 開会の宣告

### ○議長（上谷政明君）

ただいまから平成19年第5回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、写真の許可について申し上げます。報道関係者が場内を撮影することについて許可をしておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号20番 遠山利美君と21番 鵜飼静雄君を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間とし、9月6日から9月18日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間とし、9月6日から9月18日までを休会とすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告について

### ○議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

最初に議長報告を行いたと思いますが、私が休養中でありましたので、副議長から報告をします。

副議長 瀬川治男君。

### ○副議長（瀬川治男君）

報告をさせていただきます。

8月27日、樽見新線対策協議会総会が本巢市役所で開催され、議長の代理として出席をいたしましたので報告いたします。

提出議案は、平成18年度事業報告、平成18年度収入支出決算、平成19年度事業計画、平成19年度収入支出予算の4議案が提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

8月31日、国道157号線整備促進期成同盟会総会が福井県大野市で開催され、議長の代理として出席をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

提出議案は、平成18年度事業報告、平成18年度収支決算、平成19年度事業計画、平成19年度収支予算の4議案と、現在施工中区間の事業促進並びに本巣市能郷から、温見峠を経て、大野市熊河に至る区間の改良事業早期着工についての提言決議案が提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

また、役員改選が行われ、会長に岡田大野市長が選任されました。

詳細資料につきましては、議会事務局にありますので、お申し出ください。以上、報告といたします。

#### ○議長（上谷政明君）

次に、本巣広域連合議会の報告をお願いします。

後藤壽太郎君。

#### ○14番（後藤壽太郎君）

もとす広域議会の臨時会を開催いたしましたので、御報告申し上げます。

平成19年第3回もとす広域連合議会臨時会が、平成19年8月21日の1日間ということで開催されました。

提出議案1件で、その内容といたしましては、平成17年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の修正の認定であります。平成18年度介護保険特別会計決算報告書の作成中に、平成17年度の決算書に記載の繰越金額が、実際よりも10万2,200円多いことが発見されました。調査した結果、原因は平成18年6月22日（出納閉鎖後）に介護保険料金の更正や振替の伝票処理を実施したことによる会計上のミスであります。現金自体は動かない帳簿上の処理ミスということになっております。

調査した内容では、特別徴収者の介護保険料は、社会保険庁から保険者へ概算として振り込まれますが、年金受給者が停止してしまった場合には、社会保険庁が過払いとなるために、保険者に対し返金を求めますので、歳出の償還金から返金をいたします。現年度分は、来年度に歳入の特別徴収保険料から戻し出し、歳出の償還金へ戻し入れをしますが、勘違いで平成18年6月22日に、処理が必要でない過年度分の社会保険庁保険料返納10万2,200円の戻し入れ伝票と戻し出し伝票を起こした結果であります。7月11日に処理の間違いに気づきまして、取り消しの逆処理をしたつもりが、両方処理されず、片方の歳入処理だけでなされたため、実際より10万2,200円多く繰り越されたということでもあります。

監査委員にて再審査してもらった結果の意見書とも踏まえ、今後このようなことのないよう毎月チェック等をし、間違いのないように努めますので御理解を願いたいと陳謝し、認定をされました。

詳細資料につきましては、議会事務局にありますので、どうか申し出てお目を通していただき

いと思います。

以上、もとす広域連合議会より報告を終わります。以上です。

○議長（上谷政明君）

続いて、市長から行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、ケーブルテレビ事業についてでございます。

本巢市内の情報基盤整備としてケーブルテレビ事業につきましては、今年度より2ヵ年で事業者の株式会社シーテックにより、市内全域を整備する計画で工事が進められております。現在、ケーブルテレビ放送局となりますCCNet本巢局の工事が行われておりまして、10月に完成する予定でございます。

また、光ケーブルの敷設も始まっているところであります。市民の方への周知につきましては、もとす産業祭、真正ふれあいサマーフェスタでのPR活動や糸貫ぬくもりの里でケーブルテレビ体験フェアを開催しましたほか、各自治会への説明会を8月上旬から12月末までに146回計画しておりまして、既に13地区で終わっているところであります。本巢トンネル以南の平成20年4月開局及び北部地域の21年4月開局に向けまして、事業は順調に進んでいるところでございます。

次に、保育園及び学校眼科医についてでございます。

無資格医師が保育園及び学校眼科医として、園児・児童・生徒を検診しておりました問題につきましては、既に8月の市議会全員協議会におきまして、教育長から報告をさせていただいたところでございます。

この眼科医につきましては、平成19年4月から本巢医師会の指定により委嘱させていただいたものでございまして、保護者の皆様へは事実確認ができた直後に文書によりまして、その経緯を説明し、おわびをさせていただいてまいりました。現在、既に保育園及び学校眼科医を新たに委嘱しまして、9月中旬に再度眼科健診を実施できるよう調整をしております。今後こうしたことの起こらないよう、県の医師の認定制度や医師会の委員及び学校医指定のあり方を改善していただくよう、強く要望をしております。

次に、平成19年第3回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月30日に開催されましたので、その内容につきまして御報告いたします。

提出されました案件は、条例制定、補正予算、広域計画の作成、決算認定の4件でございました。条例制定につきましては、財源の調整を図る目的としまして、財政調整基金を設置いたしますため、地方自治法第241条の規定に基づき条例を制定したものでございます。

補正予算につきましては、繰越金919万8,000円を、今回設置しました財政調整基金に積み立てるものでございました。

次に、広域計画の作成につきましては、広域計画を円滑に行いますため、地方自治法第291条の

7の規定によりまして、平成19年度から平成24年度までを計画期間とする岐阜県後期高齢者医療広域連合広域計画を定めたものでございます。

詳細につきましては、あすの全員協議会におきまして御報告をさせていただくこととしております。

平成18年度歳入歳出決算につきましては、歳入総額3,875万9,603円、歳出総額2,956万2,369円でありまして、制度開始に向けまして、組織体制やインフラ整備を行ったものが主なものでございます。

また、議会終了後に連合議会全員協議会が開催されましたので、その内容につきまして御報告をいたします。

初めに、保険料の試算につきましてでございますが、10月末に厚生労働省のワークシートというのが定められまして、これに基づきまして保険料を算定・算出することとなっております。10月末のワークシートで示されるということで、その後になるということでございます。

二つ目に、保険料の不均一賦課についてでございますが、県内に無医地区等が6市町ございます。この6市町に10地区ございまして、公平性の観点から一部地域のみ実施すべきではないとの関係市町の意向があったことや、直近3カ年の医療費が県平均より20%以上超える地域については、不均一賦課ができるということになっております。医療費の地域格差の特例措置でございますが、県内にはそうした20%を超えるという地域はないということございまして、本県においては不均一賦課は実施しないと、こういうことになりました。6市町の中と10地区の中には、当然本巣市は入っておりません。

三つ目に、今後のスケジュールについてでございますが、11月16日に議会を開催し、保険料率を設定しまして、来年3月に被保険者証を交付し、4月の制度の施行とともに保険料の特別徴収を開始する予定でございまして、リーフレットによる周知のほか、県とか市町の広報紙を通じまして、制度の内容につきまして周知をしていくこととしております。

以上で行政報告を終わります。

**○議長（上谷政明君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 議案第55号及び日程第5 議案第56号（上程・説明・質疑・委員会付託）**

**○議長（上谷政明君）**

日程第4、議案第55号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてと日程第5、議案第56号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

**○市長（内藤正行君）**

議案第55号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

個人の市民税及び固定資産税を納期前に納付した場合の奨励金制度を廃止するために、改正をいたすものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議案第56号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてでございますが、経済産業省中小企業庁が「責任共有制度要綱」を制定したことによりまして、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して中小企業に対する適切な支援を行いますため、責任共有制度が平成19年10月1日から導入されることに伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第55号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

#### ○総務部長（土川 隆君）

では、議案第55号 本巢市税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

個人の市民税及び固定資産税を納期前納付した場合の報奨金は、税収の早期確保や納税者の納税意欲の高揚を図ることを目的に、市県民税普通徴収分と、固定資産税について第1期の納期限内に1年分の税額を一括納付した場合に報奨金を交付してきました。しかし、制度の創設時から社会情勢は大きく変化し、金融機関での窓口納付や口座振替制度の普及により、自主納付に対する意識も浸透してきたこと、さらにこの制度が適用される税目が、固定資産税と個人市県民税普通徴収分に限られ、サラリーマン等の特別徴収者、国民健康保険税は対象外になっていること、また全期分を一括納付できる納税資金の余裕のある方に限られるため、納税者間に受益の不公平感が生じています。

前納報奨金は、全国の自治体において廃止の傾向にあり、本市以外の県下20市のうち14市が廃止または廃止予定であります。こうしたことから、平成18年3月に策定の本巢市行政改革大綱の実施計画の中において、前納報奨金の段階的廃止を考えています。

取り組み内容といたしまして、市民税と固定資産税の全期前納報奨金を段階的に廃止する。平成19年度に限度額を20万円から10万円に引き下げる。20年度に廃止としております。外部の方で、10名で構成されております本巢市行政改革推進委員会に提案をいたしまして、了承をいただいているところでございます。

以上のことから、今回税条例を改正させていただくというものであります。

条文の改正につきましては、お手元の資料に添付させていただいております市民税、固定資産税の前納報奨金の項目につきまして、それぞれ削除させていただくというものでございます。以上です。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第56号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、本県市小口融資条例の一部を改正する条例についての概要説明をさせていただきます。

まず、第1条についてでございますが、信用保証協会と金融機関で責任を分担する責任共有制度が新設され、10月1日から適用されます。この制度の導入により、小口零細企業の融資調達に支障が生ずる懸念があるということで、あわせて小口零細企業保証制度が創設されました。この小口零細企業保証制度の対象になるよう改正するものでございます。

2条については、信用保証協会は金融機関と以前から債務保証契約を含む約定書を締結しており、これに合わせるための改正でございます。

続きまして、3条については、融資の時点で小口零細企業保証制度の対象となるかの判断をするため、追認制度を廃止するものでございます。

4条につきましては、申し込みの資格を小口零細企業保証制度の対象になるよう改正するものであります。

7条については、融資限度額を小口零細企業保証制度の上限1,250万円にあわせるために改正するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第55号 本県市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

今、前納報奨金制度に関する廃止の案件を、総務部長の方から事細かく、その趣旨について御説明いただきまして、非常にわかりやすい御説明をいただいて、納得はしております。

前納報奨金制度に伴う改定における予算上からの経費的な削減金額は3,070万余の金額になり、非常に大きな財源になるだろうというふうに思っております。ですから、ただ単にこの廃止のものに対しては、反対しているものではありません。ただ、行財政改革の一環として物事を申されていくならば、私もその点について意見がありますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

まず、固定資産税と市民税の報奨金制度、この2本立てで報奨金制度をとらえておられる。まず、固定資産税と市民税を二つに分けて物事は考えてみたいと思います。

市民税の中には、個人から納付をされる金額、19年度賦課金額は10億5000万。特別徴収で行われる賦課額は16億5,000万、2対3の割合であります。その中で市民税の個人における前納者の免税額は5億200万でございます。約50%の方が市民税の前納制度を利用し、前納報奨金の対象者として、納められておられる約50%の金額のお金を納めております。対象者は87.6%でございます。こ



の5億を4期に分けると、1期ごとが1億2,000万ほどの金額になります。4期というのは6月末、8月末、10月末、1月末でございます。10月、1月で分割納付をされる約2億4,000万ほどは、10月以降の納付になる。1月末で1億何がしの納付になる。同じように固定資産税を考えてみますと、固定資産税の総額は37億7,900万でございます。前納されておられるのは12億8,800万。いろいろ言われておられる、企業にも有利がないからと。企業は一体どれくらいの前納額をされておられるのかなと。パーセンテージは69.6です、この前納者数からいくと。ところが、賦課額は25億6,000万であって、前納金額は5億8,000万、5分の1だと。

では、市民はどうかと。12億1,000万、300万ほどの賦課額で、前納者割合は57.4でございます。前納年度額は7億700万でございます、60%近く。これを同じように考えますと、期別で見ますと、各1期別に前納免税額と4億2,000万ほどは、免税、いわゆる前納しておる金額を割ると、各期別で4億になります。足すと5億1,000万のお金が期別でそれぞれ納められる形になる、分割に全部した場合。

本巢市は税源が豊かだなあと思ったんです。前納免税額の総額が17億9,100万、4月末に納付がされます。前納制度を利用してです。これが分割されると、この部分の中で少なくとも4分の3は減るといふふうにとれるわけです、全部の方が前納制度を利用しなくなった場合。

そうした場合に収入役にお伺いしますが、4月末で17億9,100万の前納者におけるこの納税額が集まった場合、本巢市の財政のやりくりが非常にやりやすい状況下にあるのか、これが4分の1しか入ってこなくて4分の3は分割をされていった場合の財政の運営状況について、どちらが財政効率的にいいのかどうか、まずその点を収入役にお伺いします。

#### ○議長（上谷政明君）

収入役。

#### ○収入役（守屋太郎君）

今、高橋議員の方から、るる数字的には細かく言っていただきましたので、数字は私の方からは省かせてもらおうとしまして、収入役の立場として、年度初めに多くの資金を確保させてもらえれば、安心して執行していけるということでございますが、今、固定資産は4月でございますけど、4月に10億ぐらゐの金額が前納されれば入ってくるわけなんですけれども、実際に今、本巢市の場合に、この3年間、4月、5月、6月にお金がなくて一時借り入れをしたというケースも今のところはありません。

そんなことで、実際に年度当初に入ってくるお金が、固定資産税では4月に10億ぐらゐ実際に入ってきます。前納報奨金がなくても4月分が第1期ですの10億ぐらゐ入ってきますし、それから普通交付税も6億7,000万ぐらゐ4月に入ってきます。それから、19年度のことを言いますと、繰越金が8億8,000万ぐらゐありますし、それから特別徴収の分も、もう4月、5月で2億近く入ってくるということで、実際には、その資金が急遽一時借り入れしたり、財調を崩したりということは今までありませんでした。

ですけど、収入役としてお金が年度当初、家計でも一緒ですけど、多くあれば、そのお金を貸し

付けられるというのは確かにございます。

それで、ちょっと余談かも知れませんが、この19年度にそういうお金が4、5、6、7月までぐらいに多く入ってきまして、出る方は、ことしの19年度で言いますと、人件費で言いますと毎月の2億ぐらいの給与、それから6月の3億ぐらいのボーナス、それから給食センターの用地を買ったり、それから工事の前途金、そういうものを払っておりますので、償還金も多少七、八千万ありますので、そのくらいのお金はこの19年度に出ているわけですね。これでも現金とか残る金が20億以上、残ると言いますとおかしいですけど、運用できる。浮いているお金があったものですから、この19年度としては、実際には政府の3ヵ月の短期国債を10億ずつ分けて5月、6月に、3ヵ月ですけど、そういうものを買っております。国債とさせていただければいいんですけど、それで大体3ヵ月で合わせて320万ぐらいの収入を得ておりますが、そういう運用もさせていただいておるといことですね。

ちょっと高橋議員さんの趣旨から外れましたかも知れませんが、収入役としては、あれば運用ができて安心なんですけれども、そういうことで、今本巢市の場合は金額的には余裕を持って運用させていただいておるとい考えで御理解願いたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

収入役の答弁は私の意に沿っていないのではなくて、意に沿った御答弁をいただいたし、非常に理解もしていただきました。

私がなぜこの問題をお話しているかというと、よく言われることは、他市の動向を見ながらということ、至極ごもつともなお話でございまして、よそに見習っていかうということが多い中で、それはそれで結構でしょうと。ほかのことをすべて他市に見習っていただくということも、当然前提の上で物事は考えていきますので、これから先は。どんな案件に対しても。

ひとつお伺いしたいんですが、産業建設部長と下水道事業部長にお伺いしたいと思います。

皆さん方の事業発注というのは、大体多くは9月以降に発注されていきますよね。ただ、財政的な問題や設計上の問題やいろいろな問題が出てくると思うんですが、今私の耳元に届いておるのは、できれば年度末に仕事来ずに、6月ごろにちょっと仕事があいたときにしてもらえると、もっと効率よく仕事ができるがなあという声も、実は事業者から、あるいは企業から、端的に言うと土木事業者から、建設業者に聞こえるわけです。仕事の平準化をするということは、企業にとって非常にコストダウンにつながるわけでありまして。年度末に仕事が集中し、入札案件もふえてくるようになってくると人手も足らんけれども、6月は人手が余ってしまうので、安定した経営には非常にさおを差すような状況になるんです。私はその点でよくわからないというのは、県もそうだと思うんです。市民税あるいは地方税を市から県へ上げていく場合には、早いうちにお金が集まっていれば、県からも補助事業費をもらえば、県の補助事業は早く仕事の発注ができると思うんです。今、いみ

じくも収入役がおっしゃいましたけど、普通はそうなんです。地方自治体で交付団体には、4月の当初に普通交付税が先出ししていただけるものですから、非常に財政的に逼迫しているところも、少なくとも最低の職員の給与は払える制度になっているわけなんです。それはもう、ずうっとそうなんです。だから、前納制度がなぜ起きてきたかという問題は、一番上からお金がおりにくるころの、金を集める最終の段階が、年度の後半にしか集まってこないから、とりあえずそういう形の処置をしているんですよね。だから、そこが原点だということです、私が言うのは。

私は、今おっしゃったように、端的なことを言えば、100%近くからお金が始まっていけば、工事発注なんていうのは年度内で平準化した工事発注計画が立つはずなんです。そうしたら、コストダウンにもつながっていくし、地元の企業に対しても非常に話がしやすいし、市民に対しても、何で年度末になったらあちこち工事が起きるんやという話の説明もつくんです。今の説明は、税金が集まってくるのは年度末にしか集まってこないから、工事が遅くしかできませんよというのが、これは私が市民に説明する理由なんです。これは、私の見解ですので結構です。そういう観点で、私が今伺いました、工事発注を早めることができるのかできないのか伺いたしたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

服部産業建設部長。

**○産業建設部長（服部次男君）**

産業建設部の方からお答えをさせていただきます。

まず、建設課におけるいろんな工事がございますが、これにつきましては、ただいま御指摘のように、国や県から早期発注ということは常に言われております。私どもはそれに努めておりますが、工事の種類によっては用水期にはできない河川関係の工事もございます。そういったものについては、そういった時期を外して行うこととなりますので、秋過ぎという場合もございます。

また、補助金等につきましては、県・国の内示、これがございましてから発注をさせていただいておりますので、やはり7月以降というようなこととなりますが、冒頭申し上げましたように、できる限り早期に発注できるように計画をし、進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

林上下水道部長。

**○上下水道部長（林 賢一君）**

上下水道部といたしましては、事業的には補助事業が主なものでございます。先ほど建設部長が言われましたように、県の内示があつてからの発注になってきます。そうした絡みで、どうしても発注が7月以降ということになってきます。そういうことにはなるんですけども、単独工事もございまして、それらについては、できるだけ早く発注できるようにさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

**○議長（上谷政明君）**

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏝本君。

○3番（鏝本規之君）

ちょっとお聞きしますが、私は的外れな質問かも知れませんが、聞くことになるかもしれませんが、そもそも税金を納めるのに、4回で今納めておるんですね。4回を一遍で払ってくれるとおまけがつきますよということの今審議のような気がするんですね、難しいことは別としてね。そうすると、まず最初に、税金というものは基本的には本来一括で払うのが趣旨のような気がするんですね。今高橋議員の言われる説明も、収入役さんの説明をもらっても、一遍でお金がずぼんと来れば、その時点においてやりくりが非常に楽になるという意味なんですね。それなら一括でもらえばいいんじゃないかという気がするんですね。それをあえて4回に分けてやっておる趣旨、何か目的があつて4回に分けておられると思うんですね。その趣旨、目的を私が調べてこいって言われると勉強不足でということになりますけれども、ちょっと聞かせてもらえるとありがたいんです。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

市税につきましては、税条例で定めておまして、その根拠となる法律は国の地方税法といった法律に基づきまして、各市町村におきまして税条例を定めておるということで、今お尋ねの各税金のいわゆる納期、何月に収めるといったことについての規定は、地方税法に4回に分けておまして、固定資産税でありますと4月、7月、12月、2月。市民税につきましては6月、8月、10月、1月といったことで、4回で徴収するのが基本原則でございます。ただし市町村実情によって、この4回の月を変更することはできることになっております。本市におきましては、地方税法のこういった基準に基づきまして、4回で徴収しております。

それで、いわゆるこの納める時期につきましては、納期ですが、これは一括とか4回ということで今議論をされていますが、基本的には4回が、くどいようですが規定ということになっておまして、前納報奨金につきましては、各市町村の財政事情に応じて報奨金が支給できるといったことが地方税法で定められております。「できる規定」でございますので、各市町村の財政事情に応じて、やらないところもございますし、やっているところもございますし、そういったことで、本市におきましては、財政事情をかんがみて、今後、今年度ですと3,000万余りの報奨金につきましては、歳出削減いたしまして、今後のいわゆる事務事業の財源に充当していきたいといった考えを持っているわけでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

3番 鏝本君。

○3番（鏝本規之君）

報奨金が3,000万ほど出されるということで、その3,000万の報奨金を出すことがもったいないか

らやめますよという論理なのか、基本的には4回で払うことが税法で決まっておると。1回で払ってくれる人に対してのお礼はなしにしましょうというのが、今回のような気がする、今の説明でもね。

それと基本的には、4回で払うということが国の税法で決まっておるものなら、4回で払っていくことがベストなわけなんですね。それを1回で払ってもらったら報奨金を出しますよということは、いつ何の目的で、そのことをここに議会で定められたのかということ。それをやめるということは、4回で払ってもらって何ら市の運営において、財政が豊かになったから分割で結構ですよという意味に解釈してもいいのか、ひとつよろしくお願いします。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

今の前納報奨金は、今の2期、3期、4期分、このいわゆる3期分を1期の納期月に納めていただければ、先ほど収入役が答弁いたしましたように、そういった財政運営上のいわゆる工事等の支払いか、いろいろとそういった会計上の中の資金運用上、確かにこれは有利な部分がございます。今の、政策的な財政事情に応じて政策的に進めるということでございますので、本市におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、そういった報奨金制度につきましては見直すといったことで、こういった御説明をさせていただいておるということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

いろいろ前納報奨金の御議論をいただいておりますが、地方税法に基づくものということは先ほど総務部長から御説明を申し上げましたけれども、これには大変長い背景がございます、まさに戦後の混乱期、昭和25年、このときにこの前納報奨金制度なるものが地方税法上に設けられたということございまして、当時の地方自治体が、もちろん自治体としても小さかったんですけれども、年度当初の、要するに職員の給与も払えない状況があったかどうかは知りませんが、そういう過程の中でスタートした実は制度であるわけですね。そんな時代背景は、市町村の合併もありますでしょうし、それぞれ企業誘致だとか、財政そのものがそれぞれに立ち行く状況になってきたことも事実でございます、そういうシャウブ勧告と言われるものがもとになって、この前納報奨金制度が実は設けられております。

そういったこともありますのと、もう1点は、納税義務者の方々の納税に対する意識の変化、それと私どもが一番心配しますのは、部長が申し上げましたように、税の不公平感というものをやはり持っていては、これは納税者に対して大変申しわけない話なんで、そのあたりのところもございまして、私どもとしては、先ほど高橋秀和議員さんからもおっしゃいましたんですが、他の県内市町等の動向も見ながら、制度として見直していこうということで、昨年9月に、この議会で2ヵ年にわたる激変緩和の措置として、第1回目20万円の限度額を10万円、さらに今回、来年4月

以降の10万円をゼロということで提案をさせていただいておりますので、そういう経過の中での動きでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

くどいようで申しわけありませんけれども、私の個人的なあれで申させていただきます。

私、こちらに来たときには固定資産税を払えるような身分ではなかったんですね。市民税もまともに払えるような身分ではなかった。そして、この地に住まわせてもらえて、皆さんの協力、また自分の努力もあるにせよ、固定資産税を、今の段階においては、ここだけではなしにしても税金という形で年間に1,600万近くの固定資産税を払っておる。1,500万ぐらいかなあ。払っておる者として言わせてもらえれば、感謝の念があるんですね。この地に住まわせてもらって、そういう払えるような生活を営ませてもらえるようになったということに対して感謝の念があるから、一括なら一括で払いたいなあ、払えるもんなら払いたいなあという気持ちになるんですね。それが、皆さんがそういう気持ちで納めてもらえれば、一括で皆さん払ってもらえればいいんですが、基本的には、それでは払った方がいいか払わない方がいいかといったときに、それだけ多額になれば多額になるほど、企業なり資産家というものはそのお金を運用することができるんですね。

それと、何のメリットもないものに対して、4回で払うことが税法上決められておるとい形になれば、それがベストの形ということになれば、当然4回に分けて払われると思います。それに対して何らの感謝の念も伝わってこなければ、多分皆さん4回にされてしまうんじゃないかというおそれがあるんですね。報奨金も何もしませんよと、こういう事情で報奨金をなしにするんですよとこの趣旨がよく伝わってこない、市民の人にとないにして説明したらいいのかと。税法上、不公平感があってはいけないよと言われるなら、それはそれでよしとするんですね。ただ、このことを実施することによって、今、高橋議員が言われておった前納のパーセンテージが少なくならないことを願って質問を終わります。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第56号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第6 議案第57号から日程第9 議案第60号まで（上程・説明）

### ○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第9、議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

### ○市長（内藤正行君）

議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,884万円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、普通交付税前年度繰越金の確定による増額と、財政調整基金からの繰入金  
の減額が主なものでございます。また歳出では、樽見駅舎の建設、除雪車の購入、西部連絡道路整  
備事業に伴う道路新設改良費及び7月の台風4号による災害復旧費の増額が主なものでござい  
ます。

詳細につきましては、副市長より御説明を申し上げます。

議案第58号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,049万8,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定による増額と、県補助金の減額に伴う市債の増額。歳  
出につきましては、職員給与の減額。日当及び文殊簡易水道の施設改良に伴う工事請負費の増額が  
主なものでございます。

議案第59号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ260万4,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定による増額。歳出では、神海地区の排水設備工事費補  
助金の増額が主なものでございます。

議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益  
的收入及び支出につきましては、それぞれ110万円の補正をお願いするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入は工事負担金の増額として570万円、支出では排水設

備拡張費として1,050万円、排水設備改良費400万円の補正をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第57号から議案第60号までについては、明日の全員協議会において副市長及び担当部長から補足説明を受け、その後質疑を行いたいと思います。

議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第58号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第59号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

---

日程第10 認定第1号（上程・説明・監査委員報告・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第10、認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算について御説明を申し上げます。



7月10日に監査委員によります監査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

収益的収入及び支出の決算は、収入3億5,683万7,359円で、支出3億3,083万1,935円であります。また資本的収入及び支出の決算額は、収入4億6,767万1,404円で、支出は5億7,167万4,520円であります。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

#### ○議長（上谷政明君）

認定第1号については、監査委員に監査をお願いしてありましたので、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

#### ○代表監査委員（三田村晃司君）

平成18年度本巢市水道事業会計決算意見。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成18年度本巢市水道事業会計の決算審査をいたしましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

##### 第1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成18年度本巢市水道事業会計決算。

2. 審査の期日。平成19年7月10日。

3. 審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき監査手続を実施したほか、必要と認めたその他の手続を実施した。なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検証するため、事業の経営分析を行った。

4. 実地の審査。本巢上水道第1水源管理棟ほか1カ所。

##### 第2. 審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係証書類は、法令に準拠して作成されており、当年度事業の年度末現在の営業成績及び財政状態を適正に表示されているものと認められました。その審査結果を次のとおり述べます。

##### 1. 事業の概要。

当年度の事業の概要は、給水区域内人口は前年度に比べ240人、1.0%、給水戸数は88戸、1.4%とそれぞれ増加している。また、当年度の年間配水量は、前年度に比べ3.6%、年間有収水量0.4%、それぞれ減少している。このほか、当年度における建設改良拡張工事の状況は、浄水場の整備として本巢上水道第1水源管理棟築造工事、浄水場外構工事、第1、第2、第3水源電気計装機械設備工事及び糸貫浄水場高压受変電設備等更新工事を施工しているほか、配水管拡張工事及び配水管改良工事を施工し、これらの工事総額4億5,477万7,000円となっている。

##### 2. 決算の規模。

当年度の決算は、総収益は3億3,418万円、総費用は3億2,583万1,000円である。総収益及び総費用は前年度に比べおおむね35%減少し、純利益も39.3%減少している。これは、営業外収益の増加はあるが、受託工事が減少したことによるものである。

### 3. 予算の執行状況。

当年度の予算の執行状況について、収益的、投機的別に述べます。

#### (1) 収益的収入及び支出。

収益的収入合計は3億5,683万7,000円で、予算額に対し収入率は102.3%となっている。これは消費税還付金の増によるものである。収益的支出合計は3億3,083万2,000円で執行率は92.1%であるが、不用額の主な要因は浄水場修繕費及び受託工事費である。

(2) 資本的収入及び支出、資本的収入合計は4億6,767万1,000円で、予算額に対し収入率は98.2%となっている。これは、開発に伴う工事負担金を増額補正したが、開発未許可による収入額の減によるものである。資本的支出合計は5億7,167万4,000円で、執行率95.1%であり、西部連絡道路新設改良工事に伴う管路布設工事を翌年度に繰り越したことのほか、建設改良等の不用額が主な要因である。このほか、地方公営企業法施行令第17条に規定する予算の執行状況は、一時借入金、議会の議決を要する経費の流用はなく、他会計（一般会計）からの補助金も当初予算額と同額であるが、建設改良事業により企業債を3億2,780万円発行し、当年度末の未償還残高は前年度に比べ15.3%増加している。

### 4. 財政状態。

当年度の財政状態を見ると、総額4億5,477万円の建設改良工事が行われ、有形固定資産が前年度に比べ9.6%増加している。この資金が企業債の発行によって賄われたが、財政状態に大きな変動はなく、負債比率は前年度末74.8%と、前年度に比べ5.3%減少している。このほか、当年度の給水原価は1立方メートル当たり前年度に比べ7.7円上昇しているが、給水収益は1立方メートル当たり0.2円の上昇にとどまっている。

なお、詳細につきましては、お手元の決算意見に記したとおりであります。

結び。

以上のとおり審査結果を述べましたが、今後の見通しとしては、給水人口の増加は見込まれるが、生活様式の変化及び節水意識の向上により、給水収益の増収は期待できず、事業経営は厳しい状況が予想される中、本巢地区南部の上水道整備のほか、配水管維持管理、老朽配水管その他の諸施設の更新等の建設投資を必要とすることから、経営面においては引き続き経費の節減と効率的な運用に努めるとともに、長期的展望に立った資金計画の精査を行うことが重要である。

また、水道料金の未集金については、未集金の発生原因を究明し、職員一丸となって徴収に努められたい。

最後に、厳しい財政状態を踏まえ、自助努力により独立採算性の原則に立脚した事業運営を推進することを望みます。

平成19年9月5日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

○議長（上谷政明君）

認定第1号については、明日の全員協議会において、上下水道部長から補足説明を受け、その後質疑を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11 議員派遣について

○議長（上谷政明君）

日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第161条の規定により、議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

9月19日水曜日午前9時から本会議を開会します。

なお、明日9月6日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

なお本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は、9月10日午前9時から本庁舎3階第1会議室で、文教福祉委員会は、9月13日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は、9月14日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催します。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでございました。

午前10時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員